

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 (外来生物法) の施行状況等を踏まえた必要な措置の検討について

1. 背景

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第38号。以下「改正外来生物法」という。)附則第5条では、改正外来生物法の施行(平成26年6月11日)後5年を経過した場合において、改正外来生物法による改正後の規定の施行状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

(参考) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第38号)(抄)

附 則

第5条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. これまでの経緯及び中央環境審議会における検討の進め方について

- ・以下のとおり、令和元年度に「外来生物法施行状況評価検討会」、令和2年度に「外来生物対策のあり方検討会」を設置し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)の施行状況の評価と今後の外来生物対策の在り方について、検討を重ねてきた。
- ・「外来生物対策のあり方検討会」の取りまとめとして、「外来生物対策の今後のあり方に関する提言」(以下「提言」という。)を令和3年8月6日に公表した。
- ・8月18日、環境大臣及び農林水産大臣から中央環境審議会に対して、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた必要な措置について」諮問
- ・8月27日、中央環境審議会自然環境部会において、野生生物小委員会において、提言を踏まえながら更に検討を進めることについて了承された。
- ・10月5日、野生生物小委員会において、提言をふまえて答申素案の議論を開始し、パブリックコメントを経て更に検討を重ね、答申案を取りまとめる。

【施行状況検討、課題洗い出し】

外来生物法施行状況評価検討会(2019～2020年度。計3回開催)

【具体的な制度の検討】

外来生物対策のあり方検討会(2020～2021年度。計5回開催)

第1回検討会 1月28日開催 外来生物対策全般及び施行状況評価検討会の結果に関する御説明

第2回検討会 3月2日開催 関係団体等(※)からのヒアリング

※外来生物防除を実施している NPO 法人、学識経験者、販売関係団体、地方公共団体（自然環境部局、農業環境部局、港湾関係部局）、港湾管理者

第3回検討会	6月8日開催	日本自然保護協会からのヒアリング 外来生物対策のあり方検討会提言素案前半検討
第4回検討会	7月6日開催	外来生物対策のあり方検討会提言素案後半検討
第5回検討会	8月3日開催	外来生物対策のあり方検討会提言最終案検討
	8月6日	「外来生物対策の今後のあり方に関する提言」公表

【答申に向けた検討スケジュール（案）】

